四　発行方法　日本銀行による借換えのための引受け
五　発行額　額面金額で八千万円
六　最低額面金額　千万円
七　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
八　発行日　平成二十二年二月二十二日
九　発行価格　額面金額百円につき九十九円八十七銭三厘
十　償還期限　平成二十三年二月二十一日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十一　償還金額　額面金額百円につき百円
十二　元金支払場所　日本銀行
十三　払込期日　平成二十二年二月二十二日

○財務省告示第七十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年二月二十二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　国庫短期証券（第八十九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千八百九十五億二千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千六百四億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆二千八百七十九億六千百十七万三千百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千六百二億九千三百六十八万二千円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十二年二月二十二日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭五毛
十二　償還期限　平成二十二年五月二十四日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十二年二月二十二日

○文化庁告示第八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年二月二日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十二年三月三日

文化庁長官　玉井日出夫

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　別表参照
二　利用者の住所及び氏名　東京都港区海岸一丁目十三番十七号　東京都公文書館（東京都知事　石原慎太郎）
三　利用方法　電子出版物（戦時下「都庁」の広報誌―『市政週報』『都政週報』ＤＶＤ）において複製し、公衆に譲渡する。
四　補償金の総額　七八、七五〇円

（別表）

著作物の題号	著作者名	補償金額（円）
市政一夕話	向山庄太郎	1,050
市政一夕話	石井満	1,050
市政一夕話	鷲尾弘簿	1,050
市政一夕話	平**刻**運吉	1,050
鳶平に野営して	小川静江	175
鳶平に野営して	力丸マサ子	175
鳶平に野営して	小沢美津江	175
鳶平に野営して	宮山操	175
鳶平に野営して	田熊昇	175
鳶平に野営して	杉田悦造	175
蝉（興亜奉公日に）	関根山草	1,050
市政一夕話	吉田勘右衛門	1,050
市政一夕話	町田辰次郎	1,050
市政一夕話	谷口守雄	1,050